

会社法の子会社判断と 相互保有株式

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 30

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、旧法と比べて、子会社の定義が拡大し、子会社か否かは実質基準により判断される。

その判断において、議決権が一つの重要な要素である。

ところで、相互保有株式として議決権制限される株式は、子会社か否かの判断の際の一要素である議決権との関係でどのような取扱いをされるのだろうか。この点につき検討する。

1. 前提問題の所在

(1) 子会社の定義の拡大

会社法では、旧法に比べ、**子会社の定義が拡大**している（会社法2条3号、会社法施行規則3条・4条）。大まかに言えば、次のように拡大されている（注1）。

(1) 株式会社以外の法人も含む

(2) 議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、**実質的に支配しているか否かという基準（実質基準）により判断する**

実質基準については、会社法施行規則3条、4条に規定が存在する。特に、3条が原則的な規定である（条文は後掲）。

この**会社法施行規則3条**をみると、**実質基準**により子会社か否かの判断をする際にも、**議決権をどの程度握られているかが判断の際の重要な要素の1つ**となっていると考えられる。

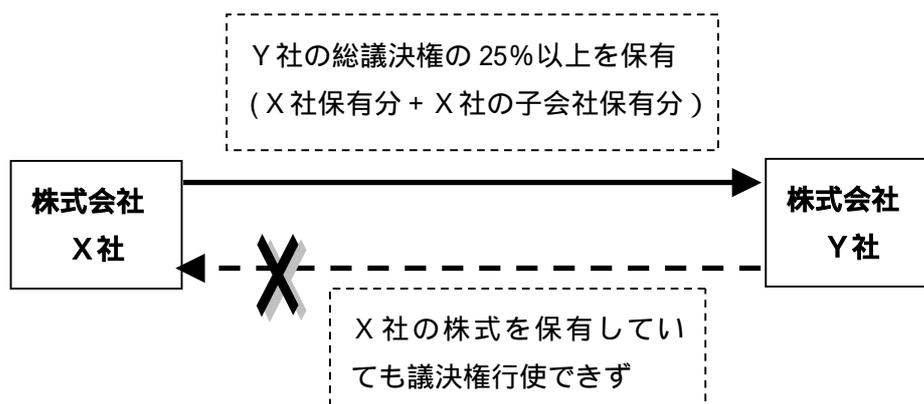
（注1）以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に ～会社法関連省令シリーズ-2」（横山淳、2005.12.19 作成）
- ・「会社法上の親子会社の定義Q & A ～『会社法』の焦点シリーズ6」（堀内勇世、

2005.8.19 作成)

(2) 相互保有株式の議決権制限

会社法 302 条 (及び会社法施行規則 67 条) の下では、例えば、株式会社 X 社が株式会社 Y 社の議決権を総議決権の 25% 以上を有する場合、Y 社は X 社の株式を有していても議決権行使ができなるとされている(下記の図表参照)。このことを「**相互保有株式の議決権制限**」などと呼んでいる。

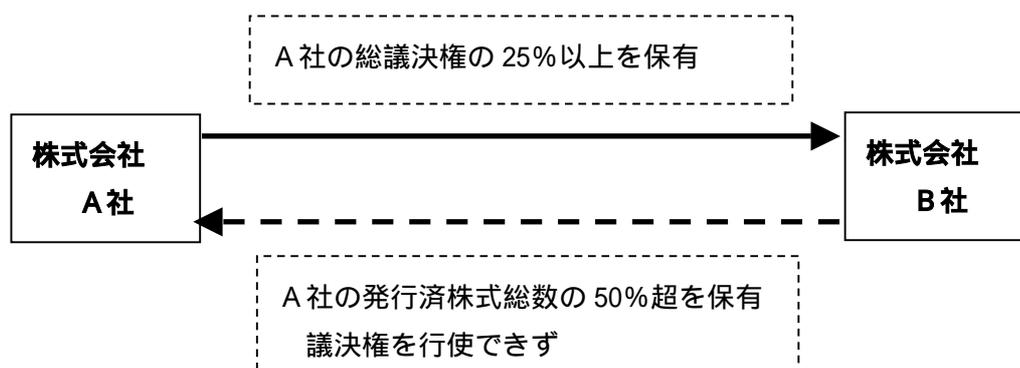


2 . 問題点の検討

(1) 問題点

会社法の子会社にあたるか否かの判断をする際の要素である議決権を検討するに当たって、**相互保有株式として議決権制限される株式はどのように扱われるのか**という問題が存在する。

より具体的には、A 社が B 社の総議決権の 25% 以上を保有し、B 社保有の A 社株式の議決権が制限されて行使できなくなった場合、B 社が A 社の発行済株式総数の 50% 超を保有しているような場合に問題となりうる。つまり、B 社にとって、A 社が子会社か否かを判断する際に、B 社が A 社の議決権をどの程度握っていることになるのか (50% 超か 0% か) というように問題となりうる。



(2) 検討

上記の問題点について、法務省の方の手による「論点解説 新・会社法」^(注2)の167ページに関連する記述が存在する。

その記述を参考にすれば、**相互保有により議決権が制限される株式**は、子会社か否かを判断する際の一要素である議決権には**カウントされない**ことになる^(注3)。

ただし、上記のB社の子会社がA社の議決権を有する等の具体的な事実関係が存在すれば、会社法施行規則3条の規定に照らして、A社がB社の子会社となることもあるので注意が必要である^(注4)。

(注2) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・葉玉匡美(法務省民事局付検事)・郡谷大輔(前法務省民事局付)編著「論点解説 新・会社法」(2006年、商事法務)のことである。

(注3) かつて、旧商法211条の2第5項は、商法上の子会社か否かの判断において、相互保有により議決権が制限される株式についても、議決権があるものとして計算するとしていた。会社法の下では、会社法の子会社か否かの判断に際して、そのような規定が置かれていない。その理由が、上記の「論点解説 新・会社法」の167ページに記載されている。「会社法において、財務諸表等規則の子会社概念との統一性を確保するために、旧商法211条の2第5項に相当する規定が廃止された」と記載されている。

(注4) 上記の「論点解説 新・会社法」の167ページにおいて繰り返し指摘されているところであるので注意が必要である。

3 . 会社法の子会社に関する参考条文

主な条文は次の通りである。

会社法2条3号

子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が**その経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう

会社法施行規則3条(子会社及び親会社)

- 1 法第2条第3号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の**財務及び事業の方針の決定を支配している場合**における当該他の会社等とする。
- 2 法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。
- 3 前二項に規定する「**財務及び事業の方針の決定を支配している場合**」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)。
 - 一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項において同

じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合

イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が100分の40以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が100分の50を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が100分の50を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が100分の50を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が100分の50を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 法第135条第1項の親会社についての第2項の規定の適用については、同条第1項の子会社を第2項の法第2条第4号に規定する株式会社とみなす。